

**令和8年度暮らしと信州コーディネート推進業務
公募型プロポーザル方式実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年3月30日

環境部ゼロカーボン推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度暮らしと信州コーディネート推進業務

(2) 業務の目的と概要

脱炭素社会づくりに向けて各層・各分野の県民・事業者等に脱炭素化に資する取組を促すため、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「暮らしと信州」（以下「暮らしと信州」という。）において、民間の知見・人脈を活用して、脱炭素化に関する総合窓口として県民・事業者等からの相談に的確に対応するとともに、異なる分野の主体同士による共創のきっかけづくりを行う。

(3) 業務の内容

- ア 暮らしとmeetup!の企画・運営（年2回以上開催）
- イ 脱炭素共創ピッチの企画・運営（年2回以上開催）
- ウ 県民・事業者等からの相談対応等（年2回以上の相談会開催を含む）
- エ 暮らしと信州の総合コーディネートの提案
- オ 暮らしと信州の運営に関する会議への出席（随時）
- カ 暮らしと信州が実施するイベントの企画・運営の補助、暮らしと信州の取組の補助（随時）
- キ チーフコーディネーターの設置

(4) 仕様等

別添「令和8年度暮らしと信州コーディネート推進業務委託仕様書（案）」のとおり。

※仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

次の項目のほか、「令和8年度暮らしと信州コーディネート推進業務プロポーザル審査基準」の審査内容を踏まえて提案してください。

- ア 暮らしとmeetup!の企画・運営
- イ 脱炭素共創ピッチの企画・運営
- ウ 県民・事業者等からの相談対応
- エ 暮らしと信州の総合コーディネートの提案
- オ チーフコーディネーターの設置

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間

令和8年6月1日から令和9年3月26日まで

(8) 費用の上限額

6,870,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とし、これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務（コーディネート業務）の実績を有すること。

3 参加申込書の作成及び提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 3 号）
- イ 参加要件具備説明書類総括書（様式第 3 号の附表 1）
- ウ 誓約書（様式第 3 号の附表 2）

(2) 担当課・問合せ先

〒380-8570（住所記載不要）長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県環境部ゼロカーボン推進課ゼロカーボン戦略推進係（県庁 6 階）
電話 026-235-7341（直通） FAX 026-235-7491
メールアドレス kurashifuto@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 10 日（金）16 時まで（必着）
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日*を除く日の 9 時から 16 時までとします。）
※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。
以下同じ。
- イ 提出先 上記 3（2）に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

(郵送の場合は、提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限りです。また、郵送の場合は、必ず、電話で上記3(2)の担当者に到達確認をしてください。)

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書、参加要件具備説明書類総括書及び誓約書に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を令和8年4月28日(火)までに、書面によりゼロカーボン推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求められることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 上記3(2)に同じ

(イ) 受付時間 上記イの期間中、9時から16時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会の開催

次のとおり説明会を開催します。

(1) 開催日時 令和8年4月22日(水) 15時から(1時間程度)

(2) 開催方法 オンライン(参加URLは、参加申込書を提出した者へ個別に送付します。)

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 上記3(2)に同じ。

(2) 受付期限 令和8年4月24日(金) 16時(必着)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。(質問を提出した場合は、必ず、電話で上記3(2)に到達確認の連絡をしてください。)

(4) 回答方法 質問者に対して電子メールにより回答するほか、ゼロカーボン推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年4月28日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成

企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力分かりやすい表現で記載し、別に定める仕様書(案)の内容を踏まえた上で、次の項目順に従って記載してください。

なお、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容を企画書等に記載してください。

提案書類	様式
(1) 表紙(企画提案書)	様式第8号
(2) 企画書	様式第8号の附表

ア	くらしふと meetup!の企画・運営	
イ	脱炭素共創ピッチの企画・運営	
ウ	県民・事業者等からの相談対応	
エ	くらしふと信州の総合コーディネートの提案	
オ	チーフコーディネーターの設置	
カ	業務の実績・経験	
キ	業務の実施体制及びスケジュール	
ク	費用対効果	
(3) 経費見積書		A 4判 (会社パンフレット等の提出で代替可能)
(4) 会社概要 (任意)		

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年5月11日(月)16時(必着)

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の9時から16時までとします。)

企画提案書を期限までに提出しない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(2) 提出先 上記3(2)に同じ。

(3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

(4) 提出方法 持参又は郵送とします。

(郵送の場合は、提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限りま。また、郵送の場合は、必ず、電話で上記3(2)の担当者に到達確認をしてください。)

(5) 企画提案の審査基準

企画提案は、令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務プロポーザル審査基準(以下、「審査基準」という。)に基づいて審査されます。

(6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の選定に当たっては、令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務プロポーザル審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。

なお、プレゼンテーションを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

イ 委員により、審査基準の項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る

評価点は各審査項目に対する配点に計数(1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E))を乗じて合算したものとします。(1提案者当たり100点満点)

ウ 各委員は、評価点が高い提案者から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各委員の判断により順位付けを行います。

エ 各委員が行った採点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者として選定します。最高得点と同数いる場合は、順位点の上位の者を委託候補者として選定します。

なお、順位点と同数いる場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

ただし、最低基準点(総得点が満点の6割)を超える事業者のみを選定の対象とし、企画提案事業者が1者の場合であっても、最低基準点を超えない場合は選定しません。

オ プレゼンテーションの開催について

(ア) 開催日時 令和8年5月14日(木)(予定)

(時間及び場所は参加者へ個別に連絡します。)

(イ) 所要時間 プレゼンテーション約20分間、審査委員による質疑約10分

(ウ) 注意事項 提出した企画提案書を、パワーポイントを用いてプレゼンテーションする場合には、プロジェクター及びスクリーンを当方で準備しますので、パソコン等をお持ちください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア 上記(7)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 上記3(2)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、9時から16時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

ア 企画提案書は、複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 委託契約書案

別添「委託契約書(案)」のとおり

9 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その次の開庁日まで。)に、見積書をゼロカーボン推進課長に対して提出するものとします。

(2) 見積書が、上記(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積書の提出を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
上記3（2）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。